

市町村新型インフルエンザ対応モデルマニュアルについて

2010/10/28/危機管理チーム

1 モデルマニュアル策定の考え方

- (1) 「鳥取県新型インフルエンザ対応行動計画(平成21年10月30日改定)」及び「鳥取県新型インフルエンザ対応マニュアル(平成22年11月初旬ころ改定予定)」の内容と整合のとれたものとする。
- (2) 昨年の新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時の対応を踏まえ、弱毒型ウイルスへの対応についても記載。

2 モデルマニュアルの概要

(1) 強毒型ウイルスへの対応

県行動計画及び県マニュアルの構成にあわせて、未発定期、海外発定期、国内発定期、圏内発定期、大規模流行期、小康期(及び各期共通)に分けて、次の6つの対策の柱ごとに対応を整理。

「圏内」とは、当該市町村の所在する圏域(本県東部・中部・西部いずれかの圏域)の区域内及び当該市町村に隣接する当該圏域外の市町村の区域内をいう。

【対策の柱】

対策の実施体制 情報収集 感染予防・まん延防止 医療の提供
情報提供 社会・経済機能の維持

(2) 弱毒型のウイルスへの対応

ア 圏内未発定期(強毒型の場合の未発定期～国内発定期に相当)と圏内流行期(強毒型の場合の圏内発定期～小康期に相当)に大別して整理。

イ 過去にまん延した弱毒型の新型インフルエンザが再発生した場合の対応について記載。

- ・疫学調査については、集団感染が疑われる場合や重症化のおそれがある場合に限り実施。
- ・学校や福祉施設の臨時休業については、季節性インフルエンザの場合に学級(施設)閉鎖等を行う状況になるまで、学級閉鎖(施設の閉鎖)等を行わないことも可

(3) 市町村業務の維持

市町村(町村役場)における感染防止や事業継続の取り組みについても記載。

(4) 住民生活の維持

新型インフルエンザの影響で日常生活に深刻な支障が生じる世帯に対する生活支援についても記載。

3 モデルマニュアルの活用にあたっての留意点

実際の市町村の組織体制、対策方針等に合わせて修正する必要がある。

県の計画やマニュアルに基づき、市町村でも最低限これくらいは実施していただきたいと考える事項に絞って記載しているので、市町村がさらに手厚い対応をされるような場合には、それについても記載する必要がある。